

答申案件の概要（答申第5号）

件名	教育委員会の会議録等についての一部開示決定処分に対する異議申立て	
担当課	開示決定等	教育庁教育政策課
	異議申立て	教育庁教育政策課
対象行政文書	2006年4月～2009年5月に開催された青森県教育委員会定例会及び臨時会の会議録、会議資料及び参考資料	
経緯	開示請求年月日	平成21年6月13日
	開示決定等年月日	平成21年6月29日
	異議申立て年月日	平成21年7月15日
	諮問年月日	平成21年8月6日
本件処分の内容	<p>一部開示決定</p> <p>青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が不開示とし、異議申立人が開示すべきであるとする部分（以下「本件情報」という。）は、次の(1)及び(2)のとおりである。</p> <p>(1) 青森県教育委員会第724回定例会に係る会議録に記載されている次の部分</p> <p>ア 異議申立人の氏名</p> <p>イ 実施機関が行った別件の行政文書一部開示決定に対して、異議申立人がした異議申立て（以下「別件異議申立て」という。）に係る異議申立書に記載された「異議申立ての理由」の一部を実施機関が抜粋して整理したもの（以下「別件異議申立て理由」という。）</p> <p>ウ 異議申立人が所属する団体名及び当該団体における異議申立人の職名（以下「異議申立人の職名等」という。）</p> <p>(2) 青森県教育委員会第724回定例会に係る会議資料に記載されている次の部分</p> <p>ア 異議申立人の氏名</p> <p>イ 別件異議申立て理由</p> <p>（不開示理由）</p> <p>条例第7条第3号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別できるものであるため。</li> <li>特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</li> </ul>	
異議申立ての趣旨	本件処分を取り消し、本件開示請求内容のうち、異議申立人本人に係る部分について開示するとの決定を求める。	
審査会の結論	実施機関が、異議申立ての対象となった部分を開示しなかったことは、妥当である。	

<条例第7条第3号該当性について>

1 本文該当性について

(1) 異議申立人の氏名及び異議申立人の職名等について

本件情報のうち、異議申立人の氏名については、特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである。また、本件情報のうち、異議申立人の職名等については、当該情報をもとに、一般に公開されているホームページの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

(2) 別件異議申立て理由について

- ・ 本件情報のうち、別件異議申立て理由については、その記載内容から特定の個人を識別することができるとは認められない。
- ・ 一般に、行政文書の開示決定等に係る異議申立書に記載される「異議申立ての理由」は、異議申立ての対象となった開示決定等の判断や事実認定に対する異議申立人の主張や見解であって、そこには、法令等に関する知識、表現の巧拙、論理構成力、ひいては広義の思想・信条が反映されており、当該異議申立人の知的生産物、人格的主張と言えるものである。また、事案によっては、異議申立てに至った背景や、詳細な事実関係など、当該異議申立人の個人的な事情まで含まれることもある。

個人の人格と密接に関連する情報は、本来、当該個人が自らの意思により公にするかどうかを決定すべきものであり、本人の同意なしに公にされることは適切ではないと解されるため、個人識別性がないものについても、条例では不開示情報とされているところである。

このことからすると、行政文書の開示決定等に係る異議申立書に記載される「異議申立ての理由」は、これを公にすると、当該異議申立人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

- ・ 別件異議申立て理由は、別件異議申立てに係る異議申立書に記載された「異議申立ての理由」を一部抜粋したものはあるが、その内容は、上述のとおり、知的生産物、人格的主張と言えるものであるから、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報であると認められる。

(3) 以上のとおり、本件情報は、条例第7条第3項本文に該当する。

2 ただし書該当性について

(1) 本件情報が、条例第7条第3号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

(2) ただし書イ該当性について

ア 異議申立人の氏名及び異議申立人の職名等について

- ・ 異議申立人の氏名及び異議申立人の職名等について、これを公にする法令等の規定はなく、また、慣行として公にされている事情も認められない。
- ・ この点について、異議申立人は、異議申立人の職名等については、「マスコミ報道も行われており、したがって公にされている情報である」旨主張しているところである。

しかし、異議申立人が当審査会に提出したインターネット記事を見分したところ、当該記事には、異議申立人の氏名、異議申立人の職名等のほか、異議申立人が所属する団体が県監査委

員に対して住民監査請求を行った事実や当該団体がマスコミの取材に対し回答した内容が記載されているが、異議申立人が実施機関に対して別件異議申立てを行ったことについては何ら記載されていないことが確認された。このため、当該記事が公表されていることをもって、異議申立人の職名等が公にされているとは認められない。

イ 別件異議申立て理由について

- ・ 当審査会が、異議申立てに係る諮問に対して答申をする場合、答申書には、審査会の判断理由のほか、当該異議申立てに係る異議申立書に記載された「異議申立ての理由」の内容を記載している。

また、当審査会は、答申をするに当たり、情報公開・個人情報保護審査会条例第9条の規定に基づき、答申の内容を公表しているが、その公表する内容は、答申書から異議申立人の個人識別情報など一般に公表することが適当ではない部分を除いたものとしており、異議申立書に記載された「異議申立ての理由」は、当該部分を除き、これまで、おおむね公表しているところである。

- ・ ただし、この答申の内容の公表は、審査会のアカウントビリティの観点から行われるものであるため、異議申立てに係る諮問案件が審査中である場合や最終的に答申に至らなかった場合には、異議申立書に記載された「異議申立ての理由」についても、当然に公表されないこととなる。
- ・ 別件異議申立て理由についてみると、本件処分時点においては、別件異議申立てに係る諮問案件は、当審査会において継続して審査を行っている段階にあり、また、異議申立人が別件異議申立てを取り下げた場合には、実施機関は当該諮問を取り下げることとなるため、答申に至らずに、その内容が公表されないことも想定されたものである。
- ・ このため、審査会条例上、答申の内容を公表することが規定されているとしても、そのことから直ちに、別件異議申立て理由についても公にすることが予定されている情報であると認めることはできない。

3 以上から、本件情報は、条例第7条第3号に該当する。

<その他>

- ・ 異議申立人は、本件情報が本人情報である以上、異議申立人本人に公開されることによる本人へのデメリットは皆無である旨主張している。

しかしながら、条例は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず、等しく行政文書の開示請求権を認めるものであり、請求の目的及び開示請求者がいかなる者であるかを考慮しないで、不開示情報該当性の判断を行うこととしているのであるから、上記異議申立人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

なお、自己情報の開示請求については、個人情報保護条例第14条において、自己を本人とする保有個人情報の開示請求権が認められており、本件情報についても個人情報保護条例により開示請求するのが適当である。